

指定（介護予防）居宅療養管理指導 事業運営規程
まびデンタルクリニック&

（事業の目的）

第1条 医療法人和陽会 まびデンタルクリニック& が実施する指定居宅療養管理指導及び指定介護予防居宅療養管理指導（以下「居宅療養管理指導等」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者等」という。）に対し、適切な居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 居宅療養管理指導等の提供に当たって、要介護者等が居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、心身の状況や環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。また、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（事業所の名称等）

第3条 居宅療養管理指導等を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 医療法人和陽会 まびデンタルクリニック&
- 二 所在地 倉敷市真備町川辺2000-7

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 居宅療養管理指導等を行う従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- 一 歯科医師1人以上
居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な歯科医学的管理に基づき、居宅介護支援事業者等に対する居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供（利用者の同意を得て行うものに限る）並びに利用者や家族等に対する居宅サービスを利用する2上での留意点や介護方法等についての指導及び助言を行う。
- 二 歯科衛生士1人以上
訪問歯科診療を行った歯科医師の指示に基づき、居宅を訪問し、実地指導を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 居宅療養管理指導等を行う営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日（振り替え休日を含む）、11月1日（法人創立記念日）、8月15日（お盆）、及び12月29日から1月3日までを除く。

二 営業時間 午前9時00分から午後12時00分、及び、午後2時から午後6時まで
(ただし、土曜午後は午後1時から午後3時まで)とする。

(事業の内容)

第6条 居宅療養管理指導等の事業の内容は、次のとおりとする。

- 一 要介護者等又はその家族からの介護全般に関する相談等に応じる。
- 二 居宅介護支援事業者に対し、居宅サービス計画の作成等に必要な情報を提供する。
- 三 要介護者等又はその家族に対し、居宅サービス利用上の留意事項や介護方法の指導や助言を行う。
- 四 その他療養生活向上のための指導や助言を行う。

(居宅療養管理指導等の種類)

第7条 提供する居宅療養管理指導等の種類は、歯科医師、及び歯科衛生士によるものとする。

(利用料その他の費用の額)

第8条 居宅療養管理指導等を提供した場合の利用料の額は、次のとおりとする。

- 一 利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、居宅療養管理指導等が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に「介護保険負担割合証」に記載された負担割合を乗じた額とする。
- 二 居宅療養管理指導等の提供に要した交通費は、利用者から実費を徴収する。
- 三 前項の費用の支払を受ける場合は、利用者又は家族に対して、事前にサービスの内容及び費用について説明し、同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、倉敷市、総社市、及び矢掛町とする。

(苦情処理)

第10条 提供した居宅療養管理指導等に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、受付窓口を設置し、苦情内容の記録等の必要な措置を講じる。

(事故処理)

第11条 居宅療養管理指導等の提供により事故が発生した場合は、地方自治体、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行い、事故の状況及び事故に際して採った処置の記録等の必要な措置を講じる。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じるものとする。

- 一 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
 - 二 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
 - 三 事業所において、介護職員その他の従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施する。
 - 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
 - 五 前一号から前四号については、令和9年4月1日より実施するものとする。
- 2 事業所は、サービス提供中及び利用者の居宅において、当該事業所の従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第13条 その他運営に関する重要事項は、次のとおりとする。

- 一 従業員の資質の向上のために、研修の機会を設ける。
- 二 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 三 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 四 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人和陽会が定めるものとする。

（附 則）

この規程は、令和6年5月15日から施行する。

(介護予防)居宅療養管理指導 重要事項説明書

(2025年4月1日)

あなた(又はあなたの家族)が利用しようと考えている指定居宅介護支援について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。この「重要事項説明書」は、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)」第8条及び第91条の規定に基づき、居宅療養管理指導等サービス提供契約締結に際して説明するものです。

1 居宅療養管理指導等サービスを提供する事業者について

事業者名称	医療法人和陽会
代表者氏名	理事長 村上 和春
主たる事業所の所在地	〒710-1313 倉敷市真備町川辺 2000 番地 1
電話番号	086-698-2248
設立年月日	平成 21 年 11 月 1 日

2 利用者に対するサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	まびデンタルクリニック&
事業所番号	3330210794
サービスの種類	居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導
事業所所在地	〒710-1313 倉敷市真備町川辺 2000 番地 7
電話番号	086-698-1122

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	まびデンタルクリニック& が実施する居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導(以下「居宅療養管理指導等」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態又は要支援状態にある者(以下「要介護者等」という。)に対し、適切な居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。
運営の方針	居宅療養管理指導等の提供に当たって、要介護者等が居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、心身の状況や環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。また、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日 ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日(振り替え休日を含む)、11月1日(法人創立記念日)、8月15日(お盆)、及び12月29日から1月3日までを除く。
営業時間	午前9時00分から午後12時00分、及び、午後2時から午後6時まで(ただし、土曜午後は午後1時から午後3時まで)とする。

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜日～土曜日 ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日(振り替え休日を含む)、11月1日(法人創立記念日)、8月15日(お盆)、及び12月29日から1月3日までを除く。
サービス提供時間	午前9時00分から午後12時00分、及び、午後2時から午後6時まで(ただし、土曜午後は午後1時から午後3時まで)とする。

(5) 事業所の職員体制

管理者		院長 村上 樹
職	職務内容	人員数
歯科医師	<ol style="list-style-type: none">1 通院が困難な利用者に対して、利用者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な歯科医学的管理に基づいて、居宅サービス計画及び介護予防サービス計画の策定等に必要な情報提供を行います。利用者、家族等に対する居宅サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導、助言を行います。2 利用者、家族に対する指導又は助言については、文書等の交付により行うよう努めます。3 文書等により指導、助言を行った場合は、当該文書等の写しを診療録に添付する等により保存し、口頭により指導、助言を行った場合は、その要点を記録します。	歯科医師 1名以上
歯科衛生士	<ol style="list-style-type: none">1 歯科衛生士は、歯科医師の指示に基づき、管理指導計画を作成し、利用者に療養上必要な実施指導を行います。利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切にサービスの提供を行います。2 作成した計画を利用者、家族に提供するとともに、提供した居宅療養管理指導等の内容について、利用者、家族に対して文書等で提供するように努め、速やかに記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告します。3 概ね3月を目途として、当該計画の見直しを行います。	歯科衛生士 1名以上

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
居宅療養管理指導等	要介護状態、又は要支援状態となった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、歯科医師又は歯科衛生士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。

(2) 居宅療養管理指導事業者の禁止行為

居宅療養管理指導等事業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ⑤ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供(大掃除、庭掃除など)
- ⑥ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑦ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑧ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)について

【歯科医師が行う場合】

サービス提供者等	基本単位	利用料	利用者負担		
			1割負担	2割負担	3割負担
歯科医師が行う場合(月2回まで) 単一建物居住者1人に対して行う場合	517	5,170円	517円	1,034円	1,551円
歯科医師が行う場合(月2回まで) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	487	4,870円	487円	974円	1,461円
歯科医師が行う場合(月2回まで) 上記以外の場合	441	4,410円	441円	882円	1,323円

【歯科衛生士等が行う場合】

サービス提供者等	基本単位	利用料	利用者負担		
			1割負担	2割負担	3割負担
歯科衛生士等が行う場合(月4回まで) 単一建物居住者1人に対して行う場合	362	3,620円	362円	724円	1,086円
歯科衛生士等が行う場合(月4回まで) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	326	3,260円	326円	652円	978円
歯科衛生士等が行う場合(月4回まで) 上記以外の場合	295	2,950円	295円	590円	885円

4 その他の費用について

交通費	居宅療養管理指導等に要した交通費は無料です。
キャンセル料	キャンセル料は不要とします。利用者の病状の急変や急な入院等のやむを得ない事情がある場合には、お申し出ください。また、事前にキャンセルが確認できる場合はお早めにご連絡ください。

5 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)、その他の費用の請求方法等	<p>ア 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。</p> <p>イ 上記に係る請求書は、利用月の翌月に明細を添えてお届けします。</p>
② 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)、その他の費用の支払い方法等	<p>ア 請求月の末日までに、下記の方法によりお支払い下さい。</p> <p>(ア)事業者指定口座への振り込み</p> <p>(イ)現金支払い</p> <p>イ お支払いの確認をしたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。(医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。)</p>

※ 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 担当する職員の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当する職員の変更を希望される場合は、右のご相談担当者までご相談ください。	ア	相談担当者氏名	村上 樹
	イ	連絡先電話番号	086-698-1122
		同ファックス番号	086-698-1123
	ウ	受付日及び受付時間	9:30~17:30(土日祝を除く)

※ 担当する職員の変更に関しては、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

7 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要支援・要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要支援又は要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要支援又は要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要支援又は要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 歯科衛生士が行う居宅療養管理指導等については、歯科医師等の指示に基づき策定する指導計画に基づき、実施します。また、当該指導計画については、訪問後、定期的に又は必要に応じて計画を見直します。
- (4) 従業者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを該当する地方自治体に通報します。

9 身体的拘束等について

事業者は、原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の(1)~(3)の要件をすべて満たすときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容についての記録し、5年間保存します。

また事業者として、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 切迫性……直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。

- (2) 非代替性……身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体的拘束等を解く場合。

10 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
<p>② 個人情報の保護について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。 ② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

11 事故発生時の対応方法について

利用者に対する居宅療養管理指導等の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る介護予防支援事業者又は居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必

要な措置を講じます。

また、利用者に対する居宅療養管理指導等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

【市町村(保険者)の窓口】 倉敷市 介護保険課	所在地 岡山県倉敷市西中新田 640 電話番号 086-426-3343 受付時間 8:30~17:15(土日祝は休み)
【市町村(保険者)の窓口】 矢掛町 保健福祉課	所在地 岡山県小田郡矢掛町矢掛 3018 番地 電話番号 0866-82-1013 受付時間 8:30~17:15(土日祝は休み)
【市町村(保険者)の窓口】 総社市 長寿介護課	所在地 岡山県総社市中央一丁目 1 番 1 号 電話番号 0866-92-8369 受付時間 8:30~17:15(土日祝は休み)

12 身分証携行義務

居宅療養管理指導等を行う者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

13 心身の状況の把握

居宅療養管理指導等の実施にあたっては、介護予防支援事業者又は居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

14 居宅介護支援事業者等との連携

- ① 居宅療養管理指導等の提供にあたり、介護予防支援事業者及び居宅介護支援事業者、保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「居宅療養管理指導等計画」の写しを、利用者の同意を得た上で介護予防支援事業者又は居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに介護予防支援事業者又は居宅介護支援事業者に送付します。

15 サービス提供の記録

- ① 文書等により指導又は助言を行うように努め、当該文書等の写しを診療録に添付する等により保存します。口頭により指導又は助言を行った場合は、その要点を記録します。
その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

16 衛生管理等

- (1) サービス提供職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 居宅療養管理指導等事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ② 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的を実施します。

17 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する居宅療養管理指導等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

18 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

- ア 提供した居宅療養管理指導等に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)
- イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は、別に定めた通りとします。

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 管理者 村上 樹	所在地 倉敷市真備町川辺 2000 番地 7 電話番号 086-698-1122 受付時間 9:30~17:30 (土日祝を除く)
【市町村(保険者)の窓口】 倉敷市 介護保険課	所在地 岡山県倉敷市西中新田 640 電話番号 086-426-3343 受付時間 8:30~17:15(土日祝は休み)
【市町村(保険者)の窓口】 矢掛町 保健福祉課	所在地 岡山県小田郡矢掛町矢掛 3018 番地 電話番号 0866-82-1013 受付時間 8:30~17:15(土日祝は休み)
【市町村(保険者)の窓口】 総社市 長寿介護課	所在地 岡山県総社市中央一丁目 1 番 1 号 電話番号 0866-92-8369 受付時間 8:30~17:15(土日祝は休み)

<p>【公的団体の窓口】 岡山県国民健康保険団体連合会 「介護サービス苦情相談窓口」</p>	<p>所在地 岡山県岡山市北区桑田町 17 番 5 号 電話番号 086-223-8811 受付時間 8 : 30 ~ 12 : 00 / 13 : 00 ~ 17 : 00 (土日祝は休み)</p>
--	--

19 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------